

議案第20号

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月13日 提出

北本市長 石津賢治

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

（単位 円）

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000

副団長	2 2 9 , 0 0 0	3 2 9 , 0 0 0	4 2 9 , 0 0 0	5 3 4 , 0 0 0	7 0 9 , 0 0 0	9 0 9 , 0 0 0
分団長	2 1 9 , 0 0 0	3 1 8 , 0 0 0	4 1 3 , 0 0 0	5 1 3 , 0 0 0	6 5 9 , 0 0 0	8 4 9 , 0 0 0
部長及 び班長	2 0 4 , 0 0 0	2 8 3 , 0 0 0	3 5 8 , 0 0 0	4 3 8 , 0 0 0	5 6 4 , 0 0 0	7 3 4 , 0 0 0
団員	2 0 0 , 0 0 0	2 6 4 , 0 0 0	3 3 4 , 0 0 0	4 0 9 , 0 0 0	5 1 9 , 0 0 0	6 8 9 , 0 0 0

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第20号参考資料

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行							改 正 案						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 (単位 円)							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 (単位 円)						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満			10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	団長	<u>239,000</u>	<u>344,000</u>	<u>459,000</u>	<u>594,000</u>	<u>779,000</u>	<u>979,000</u>
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	副団長	<u>229,000</u>	<u>329,000</u>	<u>429,000</u>	<u>534,000</u>	<u>709,000</u>	<u>909,000</u>
分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000	分団長	<u>219,000</u>	<u>318,000</u>	<u>413,000</u>	<u>513,000</u>	<u>659,000</u>	<u>849,000</u>
部長及 び班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000	部長及 び班長	<u>204,000</u>	<u>283,000</u>	<u>358,000</u>	<u>438,000</u>	<u>564,000</u>	<u>734,000</u>
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	団員	<u>200,000</u>	<u>264,000</u>	<u>334,000</u>	<u>409,000</u>	<u>519,000</u>	<u>689,000</u>